

<当院の施設基準について>

当院では、よりよい歯科医療をご提供するために厚生労働省の定めた基準を満たした施設基準の届出を行っております。

- ・ 初診料（歯科）の注1に掲げる基準
- ・ 歯科外来診療医療安全対策加算1
- ・ 歯科外来診療感染対策加算1
- ・ 歯科治療時医療管理料
- ・ 小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算
- ・ 在宅患者歯科治療時医療管理料
- ・ 歯科訪問診療料の注15に規定する基準
- ・ 有床義歯咀嚼機能検査1の口及び咀嚼能力検査
- ・ 手術用顕微鏡加算
- ・ 口腔粘膜処置
- ・ 歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算
- ・ 歯科技工士連携加算2
- ・ CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- ・ 歯根端切除手術の注3
- ・ レーザー機器加算
- ・ クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）